

「トピックス」

実験動物飼養保管基準解説書の概要

八神健一（筑波大学医学医療系・特命教授）

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下、実験動物飼養保管等基準）（平成 18 年環境省告示）が制定されて 11 年、やっと同基準の解説書が刊行されることとなった。旧基準の解説書が昭和 55 年に発行されているため、実に 37 年ぶりの改訂ともいえる。改訂作業は、平成 27 年に環境省自然環境局内に設置された「実験動物飼養保管等基準解説書研究会（委員長：浦野徹）」で行い、10 名の執筆担当者と 7 名の有識者および関係省担当者で校正を繰り返し、近く刊行の運びとなった。本書は、B5 版カラー刷り、本文だけで約 170 ページとなる詳細な解説書である。

序章では、動物愛護管理法および実験動物飼養保管等基準の沿革、国際的な動向と我が国の状況、解説書作成にあたっての基本的方針が述べられている。本解説書は、実験動物の管理や動物実験を実施する実務者が現場で行う業務を想定し、実験動物の福祉向上と動物実験の再現性の確保の視点を考慮して作成した。第 1 に、実験動物の適正管理の観点を主とするが動物実験の観点も含めて解説することとした。第 2 に、実験動物飼養保管等基準以外にも、動物実験基本指針や日本学術会議の動物実験ガイドラインの内容も取り上げ、健康管理や動物実験の実施上の配慮では最新の知見や海外のガイドライン（ILAR ガイド、AVMA 安楽死ガイドライン等）も参考とした。したがって、遵守しなければならない最低限の基準にとどまらず、バイオメディカル研究分野で求められる高度な内容にまで言及している。また、実験動物の飼養保管や動物実験の実施に関連するその他の法令についても、必要に応じて解説した。第 3 に、典型的に事例だけでなく、解釈の難しい少数事例も考慮し、参考文献や図書等も提示することとした。

序章のあと、実験動物飼養保管等基準の内容に沿って、第 1 章 一般原則、第 2 章 定義、第 3 省 共通基準、第 4 章 個別基準、第 5 章 準用及び適用除外の本文とその解説が記述される構成となっている。しかし、実験動物飼養保管等基準は、動物愛護管理法第 7 条第 7 項と第 41 条第 4 項を抛り所として定められているが、基準自体の構成は複雑である。例えば、「飼養及び保管の方法」や「施設の構造」は「動物の健康及び安全の保持」と「危害等の防止」の二つの項目で各々の観点で取り上げられている。このため、全体の構成と観点的の違いを意識して読み解く必要がある。項目ごとに解説したが、解説の理解を助けるため、その項目の趣旨を挿入した。

本講演では、項目ごとに注目していただきたい箇所を中心に、解説書の概要を紹介する。